

檢察官の私訴に付き其意見を陳述す可し

裁判所は於ての私訴の辨論を延期することを得但閉廳前之を

判決す可し

第四百條 被告事件重罪にして且證據充分ある時の法律に従

ひ刑に言渡を爲す可し

又第二百廿四條第三以下の場合に於ての免訴の言渡を爲す

且被告人を放免す可し

第四百一條 犯罪の證據充分ならざる時の無罪の言渡を爲す

且被告人を放免す可し

又原被告の要償に付き第三百九十九條の規則に従ひ裁判言渡

を爲す可し

第四百二條 辯論中公訴狀に記載たる事件に附帶せざる他

の重罪輕罪を發見せざる場合に於て檢察官の請求ある時の

重罪裁判所を開きたる裁判所の判事一名として豫審を爲す

且本會又の次會に於て本案の事件と共に之を裁判す可し

第四百三條 檢察官其他訴訟關係人の重罪裁判所の對審裁判

言渡に對し上告を爲すとを得

第四百四條 闕席裁判を爲すかの裁判長書記をして公訴狀及

び必要ありとする豫審書類を朗讀せしめ又原被告證人の陳述

を聽く可し

檢察官の法律の適用に付し意見を陳述し民事原告人は要償
よ付し意見を陳述す可し

民事擔當人は答辨するを得

第四百五條 闕席裁判言渡書の檢察官其他訴訟關係人の請求
に因り本人又は其住所に送達す可し

第四百六條 闕席裁判に係る刑の言渡に對しての檢察官に非
ざるに上告を爲しとを得ず

民事原告人及び民事擔當人の私訴の裁判言渡に對し上告を
爲しとを得

第四百七條 闕席裁判に因り刑の言渡を受たりる者の刑の期

満免除に至るまで何時もては故障を爲すとを得但捕は就
たる時の十日内は故障を爲し可し

第四百八條 故障の申立に闕席裁判を爲したる重罪裁判所に
之を爲す可し

重罪裁判所に於ては先づ其故障を受理し可きや否を判決す
可し

其故障を受理し可き者と判決したる時は本會又は次會に於
て通常の規則に從ひ更し裁判を爲す可し

第四百九條 闕席裁判を爲したる重罪裁判所閉廳の後其地
を管轄する控訴裁判所に故障の申立を爲す可し

控訴裁判所に於て其故障を受理す可き者と判決したる時の
通常の規則に從ひ更に重罪裁判所の裁判を受く可きの言渡
を爲す可し

第五編 大審院の職務

第一章 上告

第四百十條

檢察官及び被告人の豫審又の公判の言渡に對し
左の場合に於て上告を爲すことを得

- 一 法律に背り忌避の申立を認可せざる時
- 二 裁判所の構成規則に背きたる時
- 三 法律に背り管轄違又の管轄なりとの言渡若くは管轄よ

非ざる裁判所事件を移すの言渡ありたる時

四 法律に於て無効の記載ある規則に背れたる時又は無効
の記載なき規則に背きたるは因り異議を申立ありたる
場合お於て之を認可せざる時

五 法律に背り公訴を受理せ又の受理せざる時
六 法律に定めたる場合お於て檢察官の意見を聴かざる時
七 裁判所お於て請求を受けたる事件お付き判決を爲さず
又の職權を以て判決すると得可き場合を除くの外請

求を受けざる事件お付き判決を爲したる時
八 裁判言渡を公行せず又の傍聴を禁むるの言渡おくして

訊問及び辯論を公行せざる時

九 事實及び法律に依り言渡の理由を付せざる又其理由の齟齬ある時

十 擬律の錯誤ある時

十一 越權の處分ある時

第四百十一條

免訴又は無罪の言渡ありたる場合に於ては被告人の利益の爲め定めたる規則に背きたると又犯罪の場所に因り管轄違ありと雖も上告を爲すを得ず

第四百十二條

民事原告人被告人及び民事擔當人の私訴に關する豫審又公判の言渡を對し第四百十條に定めたる原由

より付き上告を爲すを得

第四百十三條

上告の對手人の大審院の判決あるまで何時にても附帶の上告を爲すを得

大審院檢事長も亦附帶の上告を爲すを得

第四百十四條

上告の期限の三日なりとす但豫審に付ての言渡書を送達ありたるより起算し公判に付ての言渡ありたるより起算す

第四百十五條

豫審又公判の言渡を對し上告ありたる時の勾留保釋責付釋放及び放免の言渡を除くの外其執行を停止

第四百十六條 上告を爲さんと欲する者の其申立書を原裁判所の書記局に差出す可し上告の申立書の其申立ありたるより二十四時内に書記より之を對手人に送達す可し

第四百十七條 上告申立人の其申立を爲したるより五日内に趣意書を原裁判所の書記局に差出す可し

書記の上告趣意書を受取りたるより二十四時内に之を對手人に送達可し

第四百十八條 對手人の上告趣意書を受取りたるより五日内

に答辨書を原裁判所の書記局に差出す可し書記の其答辨書を受取りたるより二十四時内之を上告申

立人に送達す可し

第四百十九條 檢察官より差出す可き上告趣意書又の答辨書の二通を作り一通を大審院に差出し一通を對手人に送達す可し

私訴の裁判言渡を對し訴訟關係人より差出す可き上告趣意書又の答辨書も亦同し

第四百二十條 書記の前數條に定めたる期限經過たる後速かお訴訟書類及び上告書類を其裁判所の檢察官に差出す可し

檢察官の其書類を五日内大審院檢察長に差出し且意見あ

る時ときの之これを添そふ可可し

検事長けんじちやうの上告事件じやうこくじけんを刑事局けいじぎやうくの簿冊ぼさつに登記とうきす可可きことを院長めんちやうより請求しんぐうす可可し

第四百二十一條

上告申立人じやうこくまうしたてにん及び對手人たいしやうにんの代理人だいげんにんを差出さしだすとを得と

重罪ぢゆうざいの刑けいの言渡いひわたしを受うけらるる者もの上告じやうこくを爲なし又またの檢察官けんさつくわんより重罪ぢゆうざいの刑けいに該あたる可可き者ものとして上告じやうこくを爲なししる場合ばあひに於おいて刑けいの言渡いひわたしを受けらるる者もの自らものみづか代理人だいげんにんを選任せんにんせざる時ときに院長めんちやうの職權しよくけんを以もつて其院所屬そのおんしよぞくの代理人だいげんにん中ちゆうより之これを選任せんにんす可可し

第四百二十二條

院長めんちやうの刑事局判事けいじぎやうくばんじ中ちゆうより專任判事せんにんばんじ一名いちめいを命めい

す可可し專任判事せんにんばんじの一切いっさいの書類しよるふを檢閱けんえつし其報告書そのじやうこくしよを作つく可可し

但自己たしごの意見いけんを付ふす可可からざ

第四百二十三條

上告申立人じやうこくまうしたてにん及び對手人たいしやうにんの專任判事せんにんばんじの報告書じやうこくしよを差出さしだすまでの大審院書記局たしりんかんしよきぶくを経由けいゆうして其趣意そのしゆいを擴張くわうちやうす可可き辦明書はんめいしよを差出さしだすとを得と

專任判事報告書せんにんばんじじやうこくしよを差出さしだししる後辦明書のちはんめいしよを差出さしだししる時ときの之これを其報告書そのじやうこくしよに添そふ可可し

第四百二十四條

書記しよきの開廷かいていより三日さんにち前ぜんより開廷かいていの時とき日じつと上告じやうこく申立人まうしたてにん及び對手人たいしやうにんの代理人だいげんにんに報知ほうちす可可し

第四百二十五條

開廷かいていの日ひより公廷こうていに於おいて專任判事せんにんばんじ其報告書そのじやうこくしよ

を朗讀す可し

検事長及び代理人は、各其趣意を辨明す可し

私訴の上告に付て、検事長最終其意見を陳述す可し

第四百二十六條 上告申立人又は對手人より、代理人を差出

ざる時は其儘にて判決を爲す可し

第四百二十七條 大審院に於て上告の理由なまとする時は之

を棄却するの言渡を爲す可し

第四百二十八條 大審院に於て豫審又は公判の言渡を對する

上告に付き破毀の原由ありとする時の其言渡の全部を破毀

し其事件を他の裁判所へ移すの言渡を爲す可し但後條

に記載しる場合、此限を非らず

第四百二十九條 擬律の錯誤若くは法律に背き公訴を受理し

又は受理せざるとに因り原裁判言渡を破毀したる時の其事

件を移すとなく大審院に於て直ち裁判言渡を爲す可し

第四百三十條 豫審又は公判の手續規則を背きるとありと

雖も其後の手續に利害を及ぼさるゝ時の其事件と他の裁判

所に移すとなく止む其手續を破毀す可し

第四百三十一條 豫審又は公判の言渡の幾分を對し上告あり

たる場合、於て他の部分に關係あらざる時の大審院に於て

其上告に係る部分を破毀し法律に従ひ直ち相當の裁判言

渡を爲す又の其事件を他の裁判所へ移す可し

第四百三十二條 大審院へ於て原裁判言渡を破毀し直ち又裁判言渡を爲しうる時の原裁判所又他の裁判所をして其執行を爲さしむ可し

第四百三十三條 大審院へ於て破毀しうる事件を他の裁判所へ移すの言渡を爲す可き時の原裁判所へ接近しうる同等の裁判所を定示し可し其單へ私訴へ係る事件の之を民事裁判所へ移す可し

第四百三十四條 法律へ係る大審院の判決の確定の者どす大審院より送付を受たる裁判所の裁判言渡へ對しての通

常の規則へ從ひ更へ上告を爲すことを得

第四百三十五條 法律に於て罰せざる所爲へ對し刑を言渡し又の相當の刑より重き刑を言渡しうる場合に於て定期内に上訴する者なくして其裁判言渡確定しうる時の大審院檢事長より司法卿に命み因り又の職權を以て何時もて非常上告を爲すことを得

第四百三十六條 左の場合に於ての大審院の裁判言渡へ對し常に裁判言渡を爲す可し

第四百三十七條 左の場合に於ての大審院の裁判言渡へ對し檢事長其他訴訟關係人より其院に哀訴することを得

- 一 大審院たいしんゐんに於て前數條ぜんすうじょうを定めたる式しきを履行せざる時とき
- 二 訴訟關係人そしやうくわんけいにんより申立まてたる條件てうけんに付き判決はんけつを爲さざる時とき
- 三 同一の裁判言渡さいばんごわたしに付き二個の條件てうけんを齎ししる時とき

第四百三十七條 哀訴あいつを爲さんとする者ものの裁判言渡さいばんごわたしありたるより三日内に書記局しよきよくに其申立まてを爲す可し

書記しよきの申立書まてがきを受取りしるより三日内さんじつうちに之を對手人たいしゆじんに送達そうたつす對手人たいしゆじんの同一の期限内きげんないに其答辯書たうはんしょを差出す可あひて大審院たいしんゐんに於ての通常上告つうじやうじやうこくの規則きそくに従ひ哀訴あいつの判決はんけつを爲す可し

第四百三十八條 大審院たいしんゐんの裁判言渡さいばんごわたしに其言渡ごわたししありたるより三日間さんじつかん又哀訴あいつありたる時ときに其判決はんけつあるまで執行しつかうを停止ていしす

第二章 再審の訴さいしん うたへ

第四百二十九條 再審さいしんの訴うたへに左の場合ばあひに於て重罪輕罪ぢゆうざいけいざいの刑けいの言渡ごわたしに對し被告人ひこくにんの利益りえきの爲め之を爲すとを得但裁判確定さいばんかくていの後のちに非あらされば之を爲すとを得ず

- 一 人を殺したる罪つみに付き刑けいの言渡ごわたしありたる後其言渡の日ひに當り殺されたりと認められし者現ものげんに生存せいぞんし又ハ犯罪はんざい前既ぜんじに死去しきよしたるの確證かくしやうありたる時とき
- 二 同一の事件じけんに付き共犯きやうはんに非ずして別べつに刑けいの言渡ごわたしを受けたる者ありたる時とき
- 三 犯罪はんざいある以前いぜんに作りたる公正こうせいの證書しやうしよを以て當時たうじ其場所しよ

三 お在らざることを證明したる時

四 被告人を陷害したる罪に因り刑の言渡を受たる者ありたる時

五 公正の證書を以て訴訟書類を偽造又ハ錯誤あることを證明したる時

第四百四十條 再審の訴を爲すと得可き者左の如し

一 刑の言渡を爲したる裁判所の檢察官

二 刑の言渡を爲さるる裁判所を管轄する控訴裁判所の檢察官

三 大審院檢察長但司法卿の命因り又ハ職權を以て其訴

を爲す可き

四 刑の言渡を受たる者

五 刑の言渡を受けたる者死去したる時其親屬

第四百四十一條 再審の訴ハ刑の消滅したるハ拘ハル迄何時

にても之を爲すとを得

第四百四十二條 再審の訴を爲さんとする者ハ其趣意書に原

裁判言渡書ハ謄本及び證憑書類を添へ之を原裁判所の書

記局ハ差出す可し

原裁判所の檢察官ハ其書類ハ意見書を添へ之を大審院檢察

長ハ差出す可し

原裁判所の檢察官及び控訴裁判所檢察長自ら再審の訴を爲さんとする時と前項の手續に従ひ其書類を差出可也

第四百四十三條 大審院に於ての檢察長の請求に因り速か

専任判事一名を充て其取調を爲す報告書を差出さむ可也

第四百四十四條 大審院に於ての他の事件を聞き刑事局判事

全員會議局に集會す専任判事の報告書及び檢察長の意見書

に依り判決を爲可也

第四百四十五條 大審院に於て再審の理由あることを認めらる

時の原裁判言渡を破毀し公訴及び私訴に付き再審を爲可

きことを言渡し其事件を原裁判所と同等なる他の裁判所に移

可し其送付を受らるる裁判所に於ての通常の規則に従

ひ裁判を爲す可也

第四百四十六條 死者の親屬より再審の訴を爲する場合

於て大審院にて再審の理由あることを認めらるる時の其事件を

他の裁判所に移すとなく原裁判言渡を破毀可也

第四百四十七條 再審の裁判に因り無罪の言渡ありたる時又

前條の場合に於て破毀の言渡ありたる時の其者の名譽を

復する爲め其言渡書を揭示公告を可し

第三章 裁判管轄を定むるの訴

第四百四十八條 通常裁判所と特別裁判所とを問はず管轄に

非ざるの言渡を爲し其言渡確定たる時又忌避の原由若く
と非常の事變は因り訴訟事件を管理すると能はざる時の檢
察官其他訴訟關係人より裁判管轄を定むるの訴を爲すこと
得

大審院檢事長は司法卿の命に因り又ハ職權を以て其訴を爲
すことを得

第四百四十九條 裁判管轄を定むるの訴を爲さんとする者と
其趣意書を訴訟書類に添へ之を大審院の書記局に差出す可

第四百五十條 大審院に於ては刑事局判事五名以上會議局に
集會を專任判事の報告書及び檢事長の意見書に依り裁判管

轄を定むるの訴を判決し其事件を管理す可き裁判所に定宗
す可し

第四章 公安又は嫌疑は爲め裁判管轄を移すの訴

第四百五十一條 犯罪の性質被告人の身分員數地方の民心其
他重大ある事情に因り裁判に對し紛擾又ハ危險を生ずるに
恐ある時と公安の爲め其事件を同等ある他に裁判所を移す
ことを得

第四百五十二條 公安の爲め裁判管轄を移すの訴に司法卿の
命に因り大審院檢事長より其院に之を爲す可し

第四百五十三條 大審院に於てハ會議局に於て訴訟關係人の申

立を聴くと早く速よ前條の訴を判決す可し

第四百五十四條 被告人の身分地方の民心又は訴訟の模様よ

因り裁判の公平を維持けると能いざるの恐ある時の嫌疑の爲め其事件を同等ある他の裁判所に移すを得

第四百五十五條 嫌疑れ爲め裁判管轄を移すの訴は管轄裁判所の檢察官其他訴訟關係人より之を爲すとを得

民事原告人嫌疑ある裁判所に私訴を爲し又被告人其裁判所よ於て異議の申立あくして本案お付き辯論を爲えたる時は前項の訴を爲すとを得

第四百五十六條 嫌疑の爲め裁判管轄を移すの訴を爲すは

其趣意書二通を原裁判所の書記局お差出す可し

書記の速に一通を對手人お送達し對手人は其送達ありするより三日内に答辯書を差出すとを得

第四百五十七條 大審院に於ての第四百五十條の規則お從ひ

前條の訴を判決す可し

第四百五十八條 嫌疑の爲め裁判管轄を移すの訴ありする時

の裁判所よ於て其訴訟手續を停止と

第六編 裁判執行復権及び特赦

第一章 裁判執行

第四百五十九條 重罪輕罪違警罪の刑は裁判確定の後お非ざ

れバ之を執行す可からざ

第四百六十條 死刑の言渡確定したる時の檢察官より速に訴

訟書類を司法卿に差出す可し

司法卿より死刑を執行す可きの命令ありたる時の三日内

其執行を爲す可し

第四百六十一條 死刑を除くの外刑の言渡確定したる時の直

ち之を執行す可し

第四百六十二條 刑の執行の原裁判所の檢察官又ハ大審院よ

り命を受けざる裁判所の檢察官の指揮に因り之を爲す可し

罰金科料裁判費用及び没收物品は檢察官の命令書に依り之

を徴收す可し

破壊又は廢棄に可き没收物品は檢察官之を處分す可し

第四百六十三條 死刑の執行に付ては書記其始末書を作り刑

の執行規則に從ひ立會を爲したる官吏と共に署名捺印を可

し

其他刑の執行に關する方法細目の別規程を以て之を定む

第四百六十四條 裁判言渡確定し又は關席裁判ありたる時の

其刑の言渡を爲したる裁判所の書記既決犯罪表を作り左の

條件を記載す可し但大審院に於て刑の言渡を爲したる時の

其執行を爲したる裁判所の書記之を作る可し

一 犯人の氏名年齢職業住所及び出生の地

二 罪名刑名

三 再犯

四 裁判言渡を爲したる年月日

五 對審裁判又の闕席裁判

第四百六十五條 既決犯罪表の二通を作り一通を司法省に送致し一通を其裁判所の書記局に藏置す可し

違警罪の既決犯罪表は一通を作り其裁判所の書記局に藏置す可し

第四百六十六條 刑の言渡を受たる者其言渡の條件に付き

疑義の申立又は其執行に付き異議の申立を爲したる時の刑の言渡を爲したる裁判所は於て之を判決す可し

第四百六十七條 刑の言渡を受たる者逃亡の後捕ふ就たる場合於て人違の申立ありたる時の之を認定する爲め前

お其罪を認めたる裁判所は送致す可し
裁判所は於て本犯あることを認定すると能はざる時の事實考の爲め曾て其事件より預したる裁判官檢察官書記又の原被の證人を呼出すとを得

第四百六十八條 前二條の場合於て公廷にて刑の言渡を受たる者の申立及び檢察官の意見を聽き裁判言渡を爲す

可也但其言渡に對しての上訴を許さず

第四百六十九條 賠償及び訴訟關係人は償還す可き裁判費用を付し其言渡の執行は通常民事の規則に従ふ

第二章 復権

第四百七十條 復権を願ひ刑法第六十三條の定めたる期限経過したる後刑に言渡を受けたる者より司法卿が之を爲す可し

復権の願書より本人署名捺印し現住する地の始審裁判所検事に之を差出す可し

第四百七十一條 復権の願書より左の書類を添ふ可し

一 裁判言渡書の謄本

二 主刑の満期特赦又の期滿免除と爲りたることを證明する書類

三 假出獄及び假ら監視を免せられたる證書

四 賠償及び裁判費用を辨済し又の其義務を免りたるの證書

第五百七十二條 過去現在の住所及び生計を記載する書類

第四百七十二條 検事の願人の品行其他必要の取調を爲前條の書類に意見書を添へ之を控訴裁判所検事長より差出す可し

第四百七十三條 検事長の更必要の取調を爲し復権の願に

關する書類の意見書を添へ之を司法卿に差出す可し

第四百七十四條 司法卿の復権の願ふ關する書類を檢閲し其願を允許す可犯者と認めざる時の速に上奏し可し

第四百七十五條 勅裁又の司法卿の意見お因り復権の願を棄却しざる時の司法卿より其旨を控訴裁判所檢察長に通知し

檢察長より願書を差出したる始審裁判所檢察官に通知し

前項の場合に於て刑法第六十三條に定めたる期限の半を経過するに非ざれば更其願を爲すとを得ず

更に復権の願を爲すお付ても亦前數條の規則に従ふ

第四百七十六條 復権の裁可ありたる時の司法卿より其裁可

狀を控訴裁判所檢察長に送致し檢察長より願書を差出し

る始審裁判所檢察官に送致す可し

第三章 特赦

第四百七十七條 特赦の刑の言渡確定したる後何時までも檢察官又の監獄長より犯人の情狀を具し司法卿に申立ることを

得

監獄長より特赦の申立を爲す時の檢察官を経由す可し但檢察官を経由す可し

察官の意見書を添ふ可し

特赦の申立ありたる時の司法卿より其書類に意見書を添へ上奏す可し

第四百七十八條 司法卿の刑の言渡確定したる後何時も

特赦の申立を爲すを得

死刑を除くの外特赦の申立ありと雖も刑の執行を停止せず

第四百七十九條 特赦の申立棄却ありたる時の司法卿より刑

の言渡を爲したる裁判所の檢察官より其旨を通知す可し

第四百八十條 特赦の裁可ありたる時の司法卿より刑の言渡

を爲したる裁判所の檢察官より特赦状を送致す可し此場合

於て第四百七十六條の規則に従ふ

通俗治罪法終

治罪
參考
諸布
法令

通俗治罪法参考諸布告目録

書類送達 裁判管轄

陪席判事 准現行犯 家宅搜索

司法警察官 令状

被告人 責付手續

違警罪裁判

違警罪審判手續

刑事の控訴 陪席補充判事

檢察官の起訴

勾引したる被告人

一丁

二丁

三丁

全丁

四丁

全三丁

五丁

六丁

全丁

一

書記局其他訟廷等の掌務心得書

七丁

使丁規則

八丁

守卒

十三丁上

裁判所の位置及び管轄の區別

十三丁

小笠原嶋裁判所 伊豆七嶋裁判事務

三十七丁

裁判所順次

三十八丁

治安裁判所 削除合併

四十丁

輕罪裁判所

四十二丁

重罪裁判所管轄區畫

四十二丁

北海道及び沖繩縣の裁判

四十七丁

札幌根室の各始審裁判所

全丁

沖繩縣重罪犯處分 裁判所改稱

四十八丁

治安裁判所及び始審裁判所の權限

四十九丁

商船内犯罪取扱規則

五十丁

送達書呼出狀召喚狀勾留狀收監狀宣誓書

五十二丁

式

辨護人

全丁

檢證及び物件差押

五十三丁

物件差押の件

五十四丁

所屬代言人規則

全丁

裁判言渡書の謄本拔書

五十五丁

謄本無代價下渡 控訴上告費用豫納

六十二丁

徴收手續

六十三丁

無能力者代人民事擔當人

全丁

總事豫審判事訊問時間

六十五丁

治罪法參考諸布告

○書類送達(明治十四年第四拾六號布告)

書類送達ハ付治罪法第二十四條の制限之あり候得共當分の内
ハ其儀及バズ候事

○裁判管轄(全上)

治罪法第四十條に犯罪の地を以て裁判管轄と規定之あり候得
共當分の内犯罪分明ある被告人と雖も管轄裁判所より囑託あり
りたる時ハ其被告人逮捕の地の裁判所之を管轄すべし

○陪席判事(全上)

治罪法第七十三條第二項に陪席判事四名と之あり候得共當分

の内二名と相定め候事

○准現行犯(全上)

治罪法第百一條に准現行犯の場合列記之あり候處其舉動犯人
と思料すべき者ある時の當分の内現行犯に准じ處分する事を得

○家宅搜索(全上)

治罪法第百三十三條第三項に家宅搜索の制限之あり候得共芝
居人寄席飲食店湯店遊船宿待合茶屋の類に日出前日没後と雖
其營業を爲す時間又旅籠屋貸坐敷に日出前日没後と拘らず搜
索致し苦しのらず

○司法警察官(全上)

治罪法第百六十八條第百七十二條に於て治安判事と囑託する
事を許しうる處分の内其地の司法警察官も囑託する
事を得

○令狀(全上)

治罪法第百五條第一項但書に司法警察官の令狀を發する事
を得ざる旨記載之あり候得共當分の内現行犯の場合に限り令
狀を發し苦しからざ

○被告人責付手續(明治十四年第四十七號布告)

第一條 被告人を責付するよの親屬又の故舊より何時にても

呼出に應じ出廷せしむべきの證書其裁判所書記局へ差出さしむべし

第二條 責付中被告人を呼出す時の出廷より二十四時前に其通知を爲さべし

第三條 被告人呼出を受け正當の事由あつて出廷せざる時の檢事の意見を聽た責付を取消すべし

○違警罪裁判(明治十四年第八十號布告)

本年(九月)第四十八號布告左の通改正す

違警罪の儀の本年第卅六號布告お據り明治十五年一月一日より治安裁判所に於て裁判すべき處當分の内府縣警察署及び其

分署に於て裁判せしむべし

○違警罪審判手續(明治十四年第四十四號布告)

違警罪の審判に關する一切の手續は治罪法に從ふべしと雖も實際已むとを得ざる場合に於ては當分の内便宜取計し其裁判言渡に付ては總て上訴を許さざ

○刑事の控訴(明治十四年第七十四號布告)

治罪法中刑事の控訴に關する條件の當分の内實施せざ

○陪席補充判事(明治十四年五十五號布告)

治罪法第七十三條末文陪席判事七十九條第二項補充判事の儀當分其裁判所又ハ院長の臨時指定する所に任し候條此旨布告

候事

○檢察官の起訴(明治十四年第五十四號布告)

刑法治罪法實施の儀布告候に付て、當分の内輕罪にして檢察官に於て豫審を要せずと見込者、限り始審裁判所所在の地を除くの外治安裁判所、於て輕罪裁判所を開き其裁判を爲すとを得べし

但本文の場合、於て訟廷内治罪の手續の便宜取計ふべし且其手續上、付ての上訴を許さざ

○勾引しる被告人(明治十四年第五十九號布告)

治罪法中豫審判事勾引狀を發し勾引せしめたる被告人の時宜

依り其訊問期限四十八時間、在る時は夜間、限り裁判所又最寄警號署留置場に入置べし

○書記局其他訟廷等の掌務心得書(明治十四年司法省丁第十八號達)

第一條 書記局諸般の事務の各員、轉輪之を執り務しめ、其主掌を定め

第二條 訟廷の取締被告人、扣所の看守の巡查獄卒等をして之を掌さどらしむ

第三條 訟廷口詰の雇員を以て之、充て訴訟人呼入れ、其他訟廷に關する雜事の使用の、小使を以て之、充つ可し

第四條 門候を置く、と否、との其應の便宜に任す、若し之を置く

どたの雇員又の小使を以て之を掌さざらしむ可し

但し東京各裁判所の此限をあらざ

第五條 宿直の等外吏員雇員等に之を務めしめ在宅當番

(退廳後を云ふ)の判任官よて順次之を務むべし

但し東京各裁判所の此限をあらざ

使丁規則(明治十四年司法省丁第二十六號達)

第一條 各裁判所書記局の刑事民事に關する召喚狀其他書

類を送達せしむる爲め其請負人を定め之を使丁取締とす

使丁取締の一人とぞ但し場所を因り二人以上を命ぜるとあ

るべし

第二條 使丁の使丁取締之を撰び其氏名を書記局に届け出で

鑑札を受るもれとす

使丁に人員の使丁取締適宜之を定め書記局に許可を受く

べし

第三條 使丁取締の送達に事よ付總て其責を任ぜるもれとす

第四條 使丁取締の常々裁判所をありて送達の事を取扱ふべ

し

第五條 使丁の送達を爲す時裁判所の鑑札を帶行すべし

第六條 送達を爲めよ其法律規則に従ふべし

第七條 使丁取締及び使丁の訴訟よつき代人とありて訟廷よ

出るとを許さず

第八條 送達の事、關之他人に損害を被らしめるとき、使丁取締其償を擔當すべし

但し使丁の過失懈怠に由るときは、使丁取締之に對し更に其償を求むることを得

第九條 送達賃錢の書類の大小を拘らず、一通に付一里五錢以下とす賃錢の定限、使丁取締之を申立て、書記局之を決し、且送達書に其賃錢高を附記すべし

第十條 賃錢の定限、其取扱所を貼示し、三日以上新聞紙に掲載し、又、其他の方法を以て公告すべし

第十一條 刑事についての送達賃錢、其送達を受くるものより之を拂ひ置くべし

但し左の場合に於ては、書記局より之を拂ひ置くべし

- 一 檢察官又は裁判官より呼出す證人鑑定人通事の呼出し狀

- 二 檢察官の控訴申立を被告人への通知及び呼出狀

- 三 檢察官より被告人へ送達する上告申立書及び趣意書

第十二條 刑事附帯の私訴及び民事に付ての送達賃錢の總て、其送達を請求する者より之を拂ふ可し

第十三條 送達賃錢に付ての訴訟に其書類を發したる裁判所

よ之を爲す可し

第十四條 使丁取締の書類送達を正實に取扱ふ可き旨の書面を書記局に差出す可し

第十五條 使丁取締及び使丁此規則に違背しうる時裁判所書記局の使丁取締に左の條件中ふて相當の言渡を爲すべし
一 廿圓以下の違約金を納めしむると
二 解職せしむるまで

三 事情重き者の違約金を納め解職せしむると

第十六條 使丁取締たるもの其裁判所々在地に家屋を有し満二十一歳以上の者にして書記局の試験を経るまでを要す

使丁取締たるもの身元保証として金五十圓以上の價格ある公債証書地券又は銀行其他官許ある株券證書を書記局に納む可し

但此保証金の解職の時下戻す可し

第十七條 試験の書記二名以上よて之を爲す可し
但書記不足あるとき雇を以て之を充つ可し

試験の科目の左の如し

- 一 使丁規則
- 二 請負郡村の地名又の里數

三 普通書簡の書讀

第十八條 實決の刑に處せられたる者及び身代限の處分を受
 け未だ辨償を終らざる者の使丁取締又ハ使丁たることを許さ
 ず

守卒(明治十四年太政官第八十六號達)

治罪法實施に付てハ大審院其他各裁判所公廷取締の使用に供
 するため其院長所長の照會に應じ一名又ハ數名の巡查爲相詰
 又拘留被告人審問中の其護送の巡查或ハ押丁をして守卒をし
 て公廷に入り看護せしむべし

裁判所の位置及び管轄の區別

明治十四年第五十三號布告

大		控訴始	審治	安府	縣國名	區郡名
東						
東京						
四谷區	麴町區	京淺草區	下谷區	京橋區	日本橋區	日本橋區 京橋區の内
東京府						
武藏						
豐島の内	四谷區 赤坂區	麴町區 神田區の内	牛込區 南豊島の内	淺草區 本所區の内	南足立區 葛飾區の内	北豊島の内
荏原の内	東多摩南					

訴		控				
浦和	宇都宮	栃木	土浦		水戸	木更津
浦和	宇都宮	栃木	下妻	土浦	水戸	木更津
埼玉縣	栃木縣	栃木縣	茨城縣		茨城縣	千葉縣
下總 武藏	下野	下野	常陸	常陸	常陸	安房
北葛飾 北足立 新庄 入間 高麗 南埼玉	河内	下野 上野 下野 足利	常陸 真壁 下總 猿島 結城 岡田 豊田 西葛飾	常陸 新治 筑波 河内 信太 行方 鹿島 内北 相馬	東茨城 西茨城 那珂 久慈 多賀 鹿島の内	上総 安房 天羽 周准 望陀 全國四郡
	那須	寒川	安蘇	筑田	那珂	久慈

京						
千葉	横濱			品川	本所區	本郷區
千葉縣	八王子	小田原	横濱	芝區		
下總	神奈川縣			芝區の内 荏原の内		
上總	武藏	相摸	武藏	芝區の内 荏原の内		
下總	相摸	津久井	相摸	芝區の内 荏原の内		
上野	南北	西多摩	相摸	芝區の内 荏原の内		
下野	相摸	津久井	相摸	芝區の内 荏原の内		
北葛飾	相摸	津久井	相摸	芝區の内 荏原の内		
北足立	相摸	津久井	相摸	芝區の内 荏原の内		
新庄	相摸	津久井	相摸	芝區の内 荏原の内		
入間	相摸	津久井	相摸	芝區の内 荏原の内		
高麗	相摸	津久井	相摸	芝區の内 荏原の内		
南埼玉	相摸	津久井	相摸	芝區の内 荏原の内		

裁									
靜岡			前橋			熊谷			
沼津	下田	靜岡	太田	高崎	前橋	大宮	熊谷		
静岡縣			群馬縣			埼玉縣			
伊豆	駿河	伊豆	駿河	上野			武藏		
伊豆 君澤	駿河 東富士	伊豆 郡加加茂の内	駿河 津 庵原有渡 安部 志田 益	新田	山田	邑樂	利根	東群馬 北勢多 佐位 那波	秩父
				西群馬 碓氷 北甘樂 片岡	綠野 多胡 吾妻				
				北埼玉 比企 男衾 横見 大里 榛		澤 藩羅 兒玉 賀美 那賀			

判									
松本			甲府			濱松			
大町	上諏訪	飯田	松本	谷村	甲府	掛川	濱松		
長野縣			山梨縣			静岡縣			
信濃			甲斐			遠江			
東筑摩の内	上伊奈の内	上伊奈の内	西筑摩の内	東筑摩の内	南都留	山梨 東八代 南中 巨摩	山名 周知 豊田 磐田 長	上敷知 引佐 鹿玉 濱名	城東 佐野 棒原
南安曇の内	上伊奈の内	下伊奈	西筑摩の内	北安曇の内					

京都下京		相川相川	高田		長岡柏崎		
京都府	山城	新瀉縣	新瀉縣		新瀉縣		
下京區	愛宕の内	佐渡	西頸城	東頸城	南魚沼	古志	刈羽の内
宇治の内	葛野の内	全國三郡					

新發田		上田		長野		福嶋
村上	新發田	岩村田	上田	飯山	長野	
新瀉縣		長野縣		長野縣		西筑摩の内
越後		信濃		信濃		
岩船	北蒲原	新瀉區	西蒲原	中蒲原	南蒲原	上水内の内
		北	南	小縣	埴科の内	上高井
		佐久	更級の内	下高井	上水内の内	下高井

古		名					
名古屋		名古屋		松山西		丸龜	
一ノ宮	熱田	愛知縣	尾張	宇和島	宇和島	大洲	松山
丹羽 葉栗 中島		愛知の内		名古屋區 愛知の内		喜多 西宇和	
		日井 海東 海西		伊豫 宇摩 新居 周布 桑村 越智		那珂 多度 三野 豐田 八鶴	
		愛知の内		伊豫 宇摩 新居 周布 桑村 越智		足阿野の内	
		愛知の内		伊豫 宇摩 新居 周布 桑村 越智		野間 久米 風早 下浮穴	
		愛知の内		伊豫 宇摩 新居 周布 桑村 越智		和氣 伊豫 温泉	

審							
所							
高松	中村	高知	脇町	徳島	田邊	和歌山	五條
高松	中村	高知	脇町	徳島	田邊	和歌山	五條
愛媛縣	高知縣	高知縣	徳島縣	徳島縣	和歌山縣	和歌山縣	
讚岐	土佐	土佐	阿波	阿波	紀伊	紀伊	
大内 寒川 三木 山田 香川 阿野の内 小豆	土佐 幡多	安藝 香美 長岡 土佐 吾川 高岡	美馬 三好 麻植 阿波	名東 名西 勝浦 那賀 海部 板野	紀伊 日高 東 牟婁 西	和歌山 伊都 那賀 名草 海部 有田	宇智 吉野 葛上 忍海 高市の内 葛下の内

崎		長				
福岡	福岡	嚴原	福江	平戸	佐賀	嶋原
久留米	福岡	嚴原	福江	平戸	唐津	
福岡縣		長崎縣	長崎縣	長崎縣	長崎縣	
筑後	筑前	對馬	肥前	肥前	肥前	
全國十郡	福岡區 波早良 嘉麻上座 須御笠志摩 怡土那珂	全國二郡	南松浦 西彼杵の内	肥前北松浦 壹岐全國二郡	東松浦 賀小城 杵嶋藤津	南高來 基肄 養父 三根 神崎 佐

所 判 裁 訴						
長崎	西郷	鳥取	米子	濱田	松江	萩
長崎	西郷	鳥取	米子	濱田	今市	
長崎縣	嶋根縣	鳥取縣	鳥取縣	嶋根縣	嶋根縣	
肥前	隱岐	因幡	伯耆	石見	出雲	
長崎區 北高來 東彼杵 西彼杵の内	全國四郡	全國八郡	全國六郡	全國六郡	神門 出雲 楯籬 飯石	大津 阿武 見島 大原 意宇 能義 秋鹿 嶋 根仁多

訴 控 館										
札 幌 增 毛 札 幌 縣										
岩 內	小 樽	浦 川	札 幌	壽 都	福 山					
千 嶋 全 國 八 郡					後 志 嶋 牧 壽 都 歌 棄 磯 谷					
根 室 全 國 五 郡	後 志 古 宇 岩 內	嶋 忍 路 古 平	小 樽 余 市 美 國 積 丹 高	宗 谷 枝 幸 利 尻 禮 文	天 鹽 全 國 六 郡	日 高 全 國 七 郡	十 勝 全 國 七 郡	膽 振 拂 白 老 千 歲	石 狩 札 幌 區 全 國 九 郡	渡 嶋 松 前

函 館		判 所					
函 館 縣		大 曲 大 曲 秋 田 縣	秋 田 本 庄 秋 田 縣		磐 井 磐 井 岩 手 縣		宮 古
江 刺	函 館	能 代	秋 田	陸 前 氣 仙		陸 中 東 南 閉 伊	
後 志 久 遠 太 櫓 瀨 棚 奧 尻	渡 嶋 檜 山 爾 志	膽 振 山 越	渡 嶋 函 館 區 龜 田 上 磯 茅 部	羽 後 仙 北 平 鹿 雄 勝	陸 中 鹿 角	羽 後 山 本 北 秋 田	陸 中 西 磐 井 膽 澤 江 刺
		川 邊 南 秋 田					

院				
所		判		裁
八 戸 八 戸	河五 原所	弘 前青 森		根 室根 室根
		青森縣 陸奥		厚 岸
青森縣 陸奥		西中 津輕		北見 斜里 網走 常呂 紋別
三戸 上北の内		東津輕 下北 上北の内		釧路 全國七郡
		北津輕		

○小笠原嶋裁判所(明治十四年第五十六號布告)

小笠原嶋裁判事務當分東京府出張所にて治安裁判所(即ち違
 警罪裁判所)始審裁判所(即ち輕罪裁判所)の權限を以て裁判
 せしめ民刑事控訴及重罪裁判の東京控訴裁判所の管轄と相定
 め明治十五年一月一日より施行候此旨布告候事

但該島に於て治罪の手續は適宜取扱ふ可し

○伊豆七嶋裁判事務(明治十四年第五十七號布告)

伊豆七嶋裁判事務當分該嶋吏へ民事の百圓以下及勸解并に刑
 事の違警罪の裁判を委任し民事百圓以上刑事輕罪以上の東京
 始審裁判所の管轄と相定明治十五年一月一日より施行候條此

旨布告候事

裁判所順次(明治十四年司法省丁第十六號達)

大審院

控訴裁判所

東京 大坂 長崎 函館 名古屋 宮城 廣嶋

○地 始審裁判所

東京 横濱 新潟 浦和 千葉 熊谷 土浦 木更津

栃木 宇都宮 前橋

水戸 甲府 静岡 上田 長野 高田 濱松 松本 長野

新潟 相川

以上東京控訴裁判所管内

京都 ○大坂 神戸 堺 奈良 和歌山 姫路 大津 園部

彦根 宮津 洲本 田邊 徳嶋 岡山 豊岡 津山 脇町

高松 福井 金澤 富山 石川 高知 松山 中村 宇都宮

以上大坂控訴裁判所管内

長崎 佐賀 平戸 福岡 熊本 福江 中津 大分 天草

嚴原 鹿兒嶋 山宮崎

以上長崎控訴裁判所管内

函館 弘前 八戸

以上函館控訴裁判所管内

名古屋 岐阜 岡崎 安濃津 山田 高山

以上名古屋控訴裁判所管内

仙臺 磐井 福嶋 米澤 若松 山形 盛岡 白川 平
 大曲 秋田 酒田

以上宮城控訴裁判所管内

廣島 尾道 山口 濱田 松江 米子 鳥取 西郷

以上廣島控訴裁判所管内

○治安裁判所(明治十四年第七十一號布告)

治安裁判所よ於て輕罪裁判所を開く時ハ當分の内其所在の地
 警部として檢事の職務を代理せしむ

○削除合併(明治十四年第七拾五號布告)

本年(十月)第五十三號布告裁判所名稱區劃表始審の行中相川
 豊岡洲本田邊脇町高山西郷平戸福江嚴原天草大曲八戸の名稱
 を削除し其管轄ハ相州を新瀉に豊岡を姫路に洲本を神戸に
 邊を和歌山に脇町を徳嶋に高山を岐阜に西郷を松江に平戸福
 江嚴原を長崎に天草を熊本に大曲を秋田に八戸を弘前に合併
 す

○輕罪裁判所(明治十四年第七拾七號布告)

本年(十月)第五十四號を以て輕罪として豫審を要せざる
 限り治安裁判所よ於て輕罪裁判所を開くを得べき旨布告候
 處當分の内相川豊岡洲本田邊脇町高山西郷平戸福江嚴原天草

実島大曲八戸の各治安裁判所よ於てハ輕罪裁判所を編置し
の輕罪を裁判することを得べし
本條本文の場合に於て訟廷内治罪の手續等は本年第五号
布告但書の通り

○重罪裁判所管轄區畫(明治十四年第七十八號布告)

重罪裁判所管轄區畫別紙の通相定め明治十五年二月廿日
之を施行
但治罪法第七十二條に従ひ管内便宜の裁判所は於て三
費改選數以所開應
本年十月重罪裁判所管轄

東京重罪裁判所管轄

東京始審裁判所管轄の地方

神奈川重罪裁判所管轄

横濱始審裁判所管轄の地方

新潟重罪裁判所管轄

新潟高田長岡新發田始審裁判所管轄

埼玉重罪裁判所管轄

浦和熊谷始審裁判所管轄の地方

千葉重罪裁判所管轄

千葉木更津始審裁判所管轄の地方

枋木重罪裁判所管轄

枋木宇都宮始審裁判所管轄の地方

群馬重罪裁判所管轄

前橋始審裁判所管轄の地方

茨城重罪裁判所管轄

水戸土浦始審裁判所管轄の地方

山梨重罪裁判所管轄

甲府始審裁判所管轄の地方

静岡重罪裁判所管轄

静岡濱松始審裁判所管轄の地方

長野重罪裁判所管轄

松本長野上田始審裁判所管轄の地方

大坂重罪裁判所管轄

大坂堺奈良始審裁判所管轄の地方

京都重罪裁判所管轄

京都園部宮津始審裁判所管轄の地方

兵庫重罪裁判所管轄

神戸姫路始審裁判所管轄の地方

和歌山重罪裁判所管轄

和歌山始審裁判所管轄の地方

滋賀重罪裁判所管轄

大津彦根始審裁判所管轄の地方

徳嶋重罪裁判所管轄

徳嶋始審裁判所管轄の地方

岡山重罪裁判所管轄

岡山津山始審裁判所管轄の地方

福井重罪裁判所管轄

福井始審裁判所管轄の地方

石川重罪裁判所管轄

金澤富山七尾始審裁判所管轄の地方

高知重罪裁判所管轄

高知中村始審裁判所管轄の地方

愛媛重罪裁判所管轄

松山高松宇和嶋始審裁判所管轄の地方

長崎重罪裁判所管轄

長崎佐賀始審裁判所管轄の地方

福岡重罪裁判所管轄

福岡始審裁判所管轄の地方

熊本重罪裁判所管轄

熊本始審裁判所管轄の地方

大分重罪裁判所管轄

大分中津始審裁判所管轄の地方

鹿児島重罪裁判所管轄

鹿児島官崎始審裁判所管轄の地方

沖繩管轄の地方

函館重罪裁判所管轄

函館札幌根室始審裁判所管轄の地方

青森重罪裁判所管轄

弘前始審裁判所管轄の地方

愛知重罪裁判所管轄

名古屋岡崎始審裁判所管轄の地方

岐阜重罪裁判所管轄

岐阜始審裁判所管轄の地方

三重重罪裁判所管轄

安濃津山田始審裁判所管轄の地方

宮城重罪裁判所管轄

仙臺始審裁判所管轄の地方

福嶋重罪裁判所管轄

福嶋若松平白川始審裁判所管轄の地方

磐手重罪裁判所管轄

盛岡磐井始審裁判所管轄の地方

山形重罪裁判所管轄

山形米澤酒田始審裁判所管轄の地方

秋田重罪裁判所管轄

秋田始審裁判所管轄の地方

廣嶋重罪裁判所管轄

廣嶋尾道始審裁判所管轄の地方

山口重罪裁判所管轄

山口始審裁判所管轄の地方

鳴根重罪裁判所管轄

松江濱田始審裁判所管轄の地方

鳥取重罪裁判所管轄

鳥取米子始審裁判所管轄の地方

北海道及び沖繩縣の裁判

明治十四年第七十九號布告

各裁判所の位置及管轄區畫の儀本年(十月)第五十三號を以て

布告候處北海道(函館始審裁判所管内を除く)并は沖繩縣

の管分従前の通り其所轄の官廳に於て裁判し首罪の手續

宜の取付を爲すべし

○札幌根室の各始審裁判所

明治十五年第三十號布告

札幌根室の各始審裁判所に於ては管分の内治罪の手續便宜

計の且重罪犯は之を審訊を證據擬律按を具へ函館控訴裁判所の批可を得て後宣告すべし

○沖繩縣重罪犯處分(明治十五年第卅三號布告)

明治十四年十二月第七十八號を以て重罪犯裁判所管轄區書布告候處沖繩縣管内重罪犯處分の儀の當分の内同縣に於て審訊證據擬律按を具へ長崎控訴裁判所の批可を得て後宣告すべし治罪の手續の便宜の取計を爲すとを得

○裁判所改稱

本年十月第五十三號布告を以て各裁判所の位置及び管轄の區劃改正候に付ての従前布告布達中上等裁判所とあるの控訴裁

判所地方裁判所とあるの始審裁判所區裁判所とあるの治安裁判所と改り候儀と心得べし

○治安裁判所及び始審裁判所の權限(明治十四年八月十三號布告)

第一條 治安裁判所の訴訟事件を勸解し但諸官廳に對する事件及び商事に係り急速を要する事件の勸解とるの限は在ら

ず

第二條 治安裁判所の請求の金額及び價額百圓未満の訴訟を

付始審の裁判を爲す

第三條 治安裁判所の人事其他金額を見積る可のらざるものを裁判するを得ず

第四條 始審裁判所の請求の金額及び價額百圓以上並に第三

條に掲げたる治安裁判所權外の訴訟に付始審の裁判を爲す

第五條 始審裁判所の其管轄地内の治安裁判所の始審裁判所

に對する控訴に付終審の裁判を爲す

但控訴の手續の明治十年第十九號布告控訴手續に照準す

第一條 商船内犯罪取扱規則(明治十四年第五十五號布告)

第一條 何人か或る商船内は於て重罪輕罪の事を知し

或は重罪輕罪に因り損害を受けたる者の船長は告訴發を

得べきを得たる時其の事實を調査し其の事實を調査し

其の事實を調査し其の事實を調査し其の事實を調査し

第三條 船長告訴發を受けたる時又ハ重罪輕罪の現行犯を

見たりし時其の事件に付假令訊問檢證の義務を爲

す且證憑及び事實參考と爲るべき事物を集取め調書を作

べし但調書を作ると能はざる時第三條に記載しる官吏

は其申立を爲すべし

前項の場合に於ては立合人二名以上あることを要す

第三條 船長の證憑及び事實參考と爲るべき事物を取

引渡すべし若し外國の港埠に着し其地駐割の領事

官に引渡すべし

○送達書呼出狀召喚狀勾留狀収監狀宣誓書式

(明治十四年司法省丁第二十八號達)

治罪法中掲げたる送達書呼出狀召喚狀勾留狀収監狀及宣誓書式別紙の通り相定候條有る照準す可也此旨相達候事

明治十四年 月 日

○辨護人(明治十五年第一號布告)

治罪法第三百八十一條第一項より若し辨護人なくして辯論を爲したる時の刑の言渡の効なりるべしと有之候得共其裁判所屬の代言人無之場所於ては當分の内辨護人を用ひざる可也

刑の言渡無効の限り不在す

(明治十四年太政官第八十二號達)

司法官吏より巡査及びの兵員を要求使用するに於ては其の手續を從ふべし

第一條 裁判官檢察官及び司法警察官治罪法に依り檢査及び物件差押其他職務を行ふに當り必要なる時の巡査署又は憲兵屯營を照會して巡査又は憲兵卒を使用するを得

但時機緊急なる時の直ち之を使用するを得
第二條 前條の場合に於て時緊急重要に涉る時の直ち巡査又は分署を照會して兵力を要求せしむるを得

○送達書呼出狀召喚狀勾留狀収監狀宣誓書式

(明治十四年司法省丁第二十八號達)

治罪法中不掲げたる送達書呼出狀召喚狀勾引狀勾留狀收監狀及宣誓書式別紙の通り相定候條右不照準す可し此旨相達候事

明治 年 月 日

○辨護人(明治十五年第一號布告)

治罪法第三百八十一條第一項より若し辨護人なくして辨論を爲したる時の刑の言渡の効なりるべしと有之候得共其裁判所々属の代言人無之場所於ては當分の内辨護人を用ひざるも其

刑の言渡無効の限りは在らず

○檢證及び物件差押(明治十四年太政官第八十二號達)

司法官吏より巡查及び兵員を要求使用するに左の手續に従ふべし

第一條 裁判官檢察官及び司法警察官治罪法に従ひ檢證及び物件差押其他職務を行ふに當り必要ある時の警察署又憲兵屯營不照會して巡查又憲兵卒を使用するを得

但時機緊急ある時の直ち之を使用するを得

第二條 前條の場合於て事緊急重要に涉る時の直ち鎮臺又分營不照會して兵力を要求するを得

○物件差押の件(司法省丙第
十五號達)

治罪法實施以上の豫審判事檢證及び物件差押の事件に付急速
を要する場合直ちに巡查を同行し、又の所在の巡查を使用する
儀も可有之候條豫て可達置此旨を達候事

○所属代官規則(明治十五年司法省甲第八號布達)

第一條 治罪法中所属代官人と稱するは大審院及び各裁判所
々在の地に住居する免許代官人を云ふ

第二條 裁判官の職權を以て選任しうる代官人辯護人の正當
の事由を證明するもあらざれば之を辭することを得也

第三條 代官人の辯護受任中代官人免許満期に至り引續き營業

せず又の廢業すと雖ども該事件終結に至るまで其代官辯護
を擔當すべし

第四條 代官又の辯護受任中の他の訴証事件を以て其人を關
くことを得也

第五條 裁判官の職權を以て代官人辯護人を任選したる場合
に於ても其謝金の被告人之を擔當すべし
總て謝金に付ての出訴することを許さ也

○裁判言渡書の謄本拔書(明治十五年司法
省甲第七號布達)

治罪法第三百十五條裁判言渡の謄本又の其拔書を求める者の
其用紙一枚三錢の費用を上納する儀と可心得此旨布達候事

用紙美濃の類 輪廓寸法凡 竪七寸五分 横五寸四分

五十六

送達書

(一)送達すべき書名 壹册
 (一同) 右使丁を以て(何府縣下何町又
 何國何郡何村何番地何某へ)
 送達せしむる者也

明治 年 月

(何裁判) 日 (所之印)

(何裁判所) 書記 (氏名印)

受取人の署名捺印
 若し能はざる時の
 其事由

送達したる月日時

送達しうる場所

親属雇人若くは戸
 長へ書類を渡した
 る時の其事由

右致送達候也

使丁 (氏名印)

割印

此を中斷して一葉を受取人へ渡
 し一葉を書記局へ還納すべし

呼出状

(住所身分職業) (氏名)

右(云々)の事件に付証人として
 相尋る儀有之來る(何月日時何
 所)より出頭可致者也
 何同日出頭せざるに於てハ罰
 金を言渡し且勾引狀を發する
 事ある可し

明治 年 月

(何裁判) 日 (所之印)

(何)裁判所 豫審判事 書記 (氏名印) (氏名印)

此呼出状の出頭の節
 書記局より差出すべし

受取人の署名捺印
 若し能はざる時の
 其事由

送達したる月日時

送達しうる場所

親属雇人若くは戸
 長に渡ししる時の
 其事由

右之通取扱候也

明治 年 月 日

使丁 (氏名印)

割印

是を中斷して一葉を受取人へ渡
 し一葉を書記局へ還納すべし

五十七

召喚状

(住所身分職業)

(氏名)

右(云々)の事件に付訊問の筋有之(何月日時)當裁判所より出頭可致者也

明治 年 月

(何裁判) 日 (所之印)

(何)裁判所

豫審判事 (氏名印)

書記 (氏名印)

割印

是を中斷して一葉を受取人へ渡し一葉を書記局へ還納すべし

受取人の署名捺印若し能はざる時其事由

送達しよる月日時

送達しよる場所

親属雇人若くは戸長へ書類を渡しよる時其事由

右之通取扱候也

明治 年 月 日

使丁 (氏名印)

〔(検事官印)〕勾引状

(住所身分職業)

(氏名)

〔若し氏名分明あらざるときは容貌体格等右(云々)の事件に付訊問の筋有之當裁判所へ勾引す可き者也但本人潜匿したる時其家宅を搜索すべし〕

明治 年 月

(何裁判) 日 (所之印)

(何)裁判所

豫審判事 (氏名印)

書記 (氏名印)

割印

是を中斷して一葉を受取人へ渡し一葉を書記局へ還納すべし

勾引しよる被告人の署名捺印若し能はざる時其事由
執行したる月日時
執行したる場所

執行の手續

被告人に正本を示し贖本を下付す

家宅搜索を爲しよる時其由

勾引する事能はざる時其事由

右之通取扱候也

明治 年 月 日

(巡查又ハ憲兵氏名印)

〔檢事官印〕 勾留狀

(住所身分職業)

(氏名)

〔若し氏名分明ならざるときは容貌体格等〕

右(云々)の件付治罪法第百二十六條の規則に從ひ(何所)監倉に勾留す可き者也
但本人潜匿したる時の家宅を搜索すべし

(何裁判)

明治 年 月 日

(所之印)

(何)裁判所

豫審判事 (氏名印) 書記 (氏名印)

割印

是を中斷して一葉を受取人へ渡し一葉を書記局へ還納すべし

勾留したる被告人の署名捺印若し能はざる時の其事由	執行したる月日時	執行したる場所	執行の手續	家宅搜索を爲したる時の其事由	勾留する事能はざる時の其事由	右之通取扱候也
			被告人正本を示し騰本を下付す			明治 年 月 日 (巡查又ハ憲兵氏名印)

〔檢事官印〕 収監狀

(住所身分職業)

○未遂犯に付減等 (氏名) ○未丁年を付減等 (氏名) ○自首に付減等 ○再犯に付加重

〔若し氏名分明ならざるときは容貌体格等〕

右(云々)の事件に付取調を爲したる處本罪刑法第(何)條に該る可き者と思料す依て檢事の意見を聽き(何所)監倉に收監すべし者也
但本人潜匿したる時は家宅を搜索すべし

(何裁判)

明治 年 月 日

(所之印)

(何)裁判所 豫審判事 (氏名印) 書記 (氏名印)

割印

是を中斷して一葉を受取人へ渡し一葉を書記局へ還納すべし

收監したる被告人の署名捺印若し能はざる時の其事由	執行したる月日時	執行したる場所	執行の手續	家宅搜索を爲したる時の其事由	收監する事能はざる時の其事由	右之通取扱候也
			被告人正本を示し騰本を下付す			明治 年 月 日 (巡查又ハ憲兵氏名印)

○贍本無代價下渡(明治十四年司法省丁第三十一號達)

本年(本月)甲第七號布達裁判言渡の贍本又の拔書と承むる者代價の儀無資力あして上納する能いざる者ふ限と無代價あて下渡すも不苦儀と可心得此旨相達候事

○控訴上告費用豫納(明治十四年第四十五號布告)

刑事裁判所の裁判言渡又對し訴訟關係人より控訴又の上告を爲す者ある時の原裁判所又於て其訴訟費用の金額を算定して之を豫納せしむべし若し豫納すると能いざる時の控訴又の上告を爲すことを許さず

豫審又の公判付證人を呼出さんと請ふ者ある時の裁判所あ於て其旅費日當等の金額を算定して之を豫納せしむ若し被告人旅費日當を豫納するの資力なき時の治罪法第七十條の制限あてて裁判所あ於て其費用を立替置くべし

○徴收手續(明治十四年司法省丁第二十五號達)

治罪法第四百六十二條第二項罰金科料裁判費用及沒收物品の徴收の書記局あ於て擔當し會計主任へ引渡す儀と可心得此旨相達候事

○無能力者代人民事擔當人(太政大臣司法卿達署第七十三號布告)

治罪法に於て無能力者法律あ定めたる代人及び民事擔當人と

稱する者ハ左の通

無能力者

一 未丁年者

二 妻たる者

三 白痴瘋癲人

四 治産の禁を受たたる者

法律に定めたる代人

一 未丁年者の父若くは母又は親屬後見人

二 夫たる者

三 白痴瘋癲人の保管者

四 治産の禁を受たたる者の財産管理人

民事擔當人

一 未丁年者の父若くは母又は同居の親屬として監督を爲す者

二 夫たる者

三 白痴瘋癲人の保管者

四 雇主

但雇人其雇主の命したる事件を行ふ時

○ 檢事豫審判事訊問時間 (明治十五年十一月) 第五十三號布告

治罪法第二百六條第二百七條中二十四時内と有之處已むを得

ある場合お於ては、當分の内五日以内^{しな}に於てあることを得

通俗治罪法參考諸布令^{つたひやくしちざいほうさんしゆしよふれいしゆ}

明治十七年一月廿二日出版御届
同 十七年二月廿日出版發兌

定價六十錢

新潟縣士族

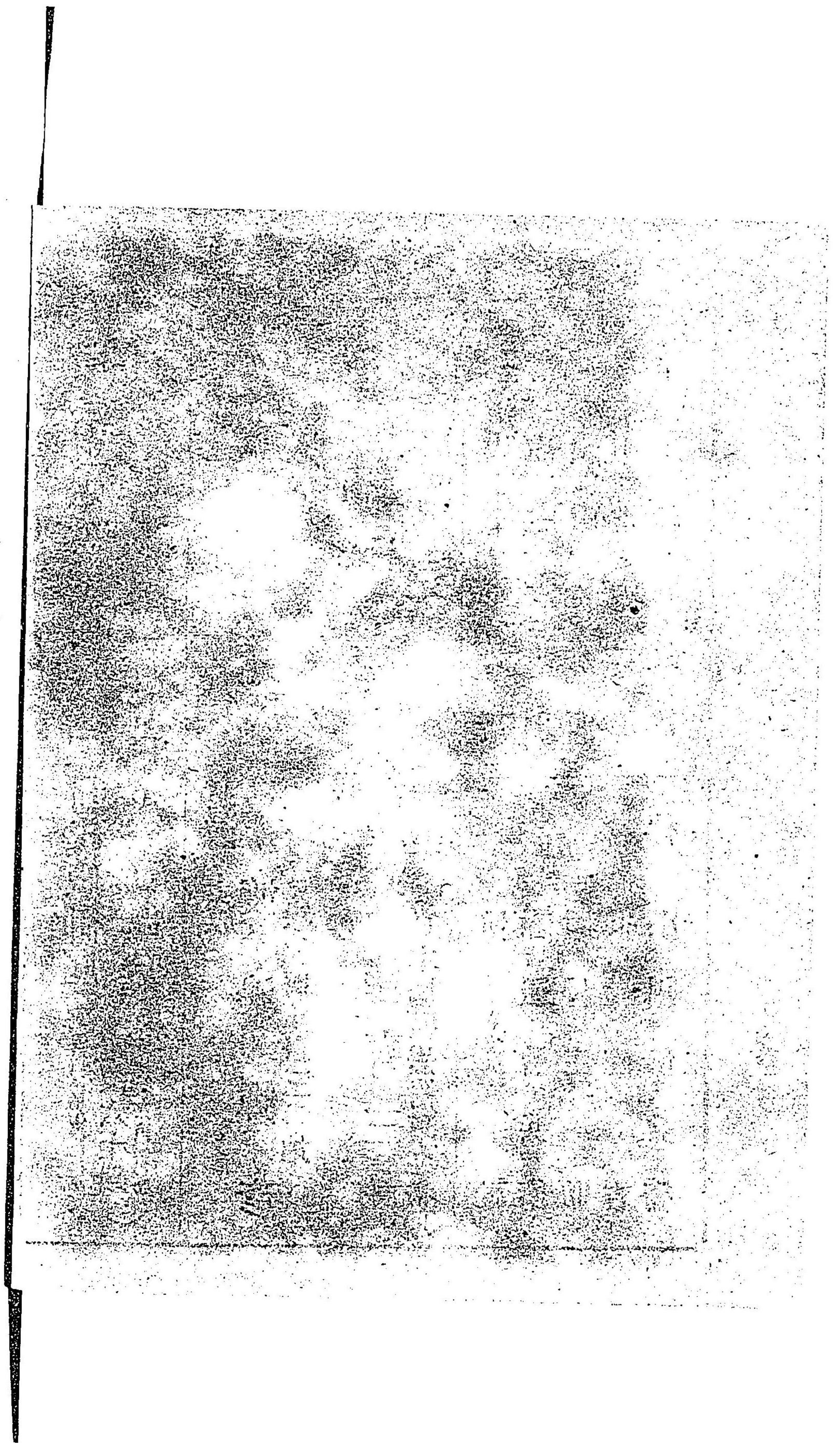
傍訓人

渡邊輝彦
銀座四丁目二番地

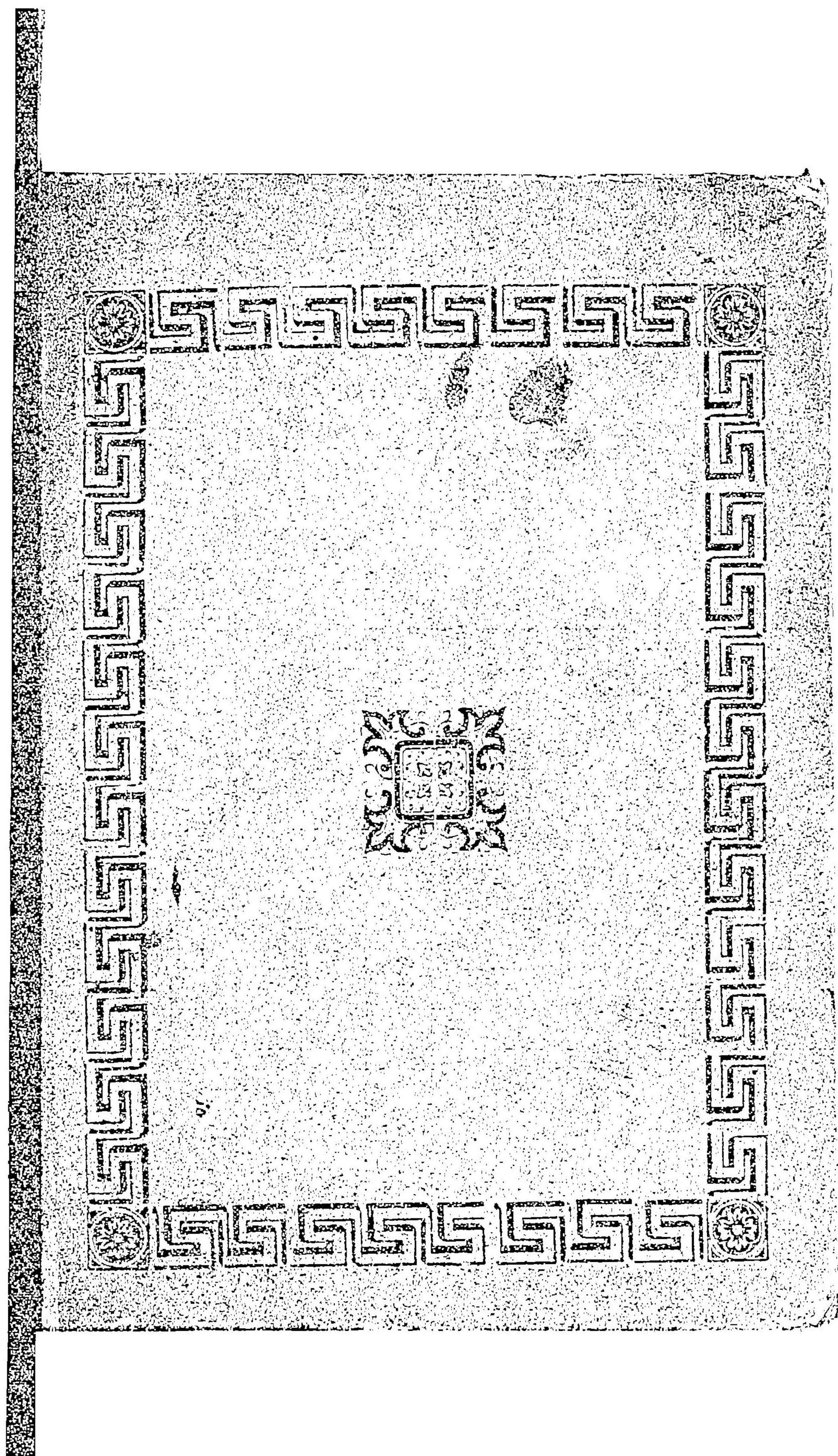
出版人

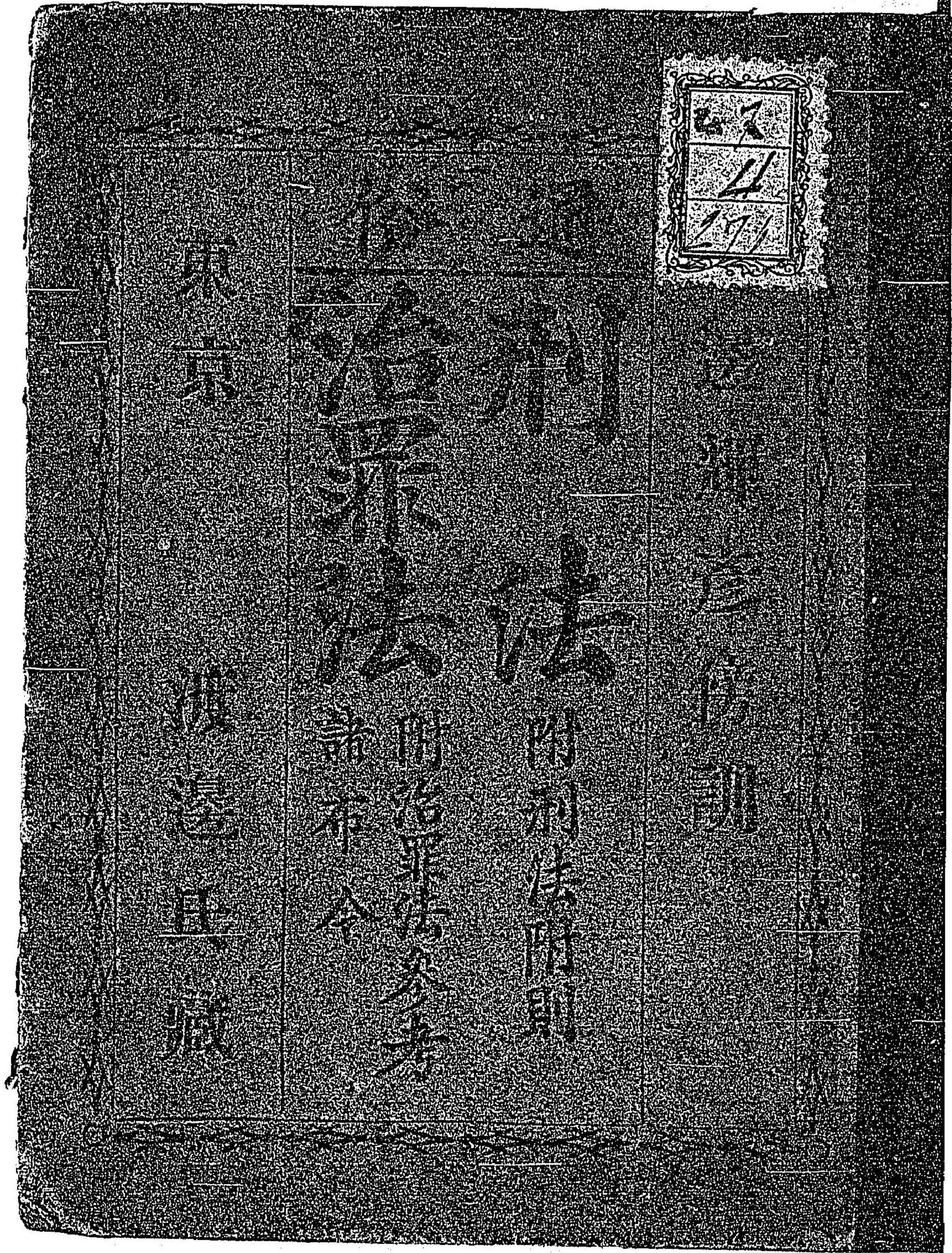
渡邊喜三郎
日本橋區岩附町九番地

發	山 市 兵 衛	山 中 孝 之 助	山 中 喜 太 郎	中 外 堂 梅 二 郎	小 林 新 兵 衛
賣	博 文 社	森 屋 治 兵 衛	岡 村 庄 助	山 岸 佐 吉	小 川 伊 兵 衛









036093-000-2

特61-667

通俗刑法治罪法

渡辺 輝彦 / 訓

M17

BBP-0746

